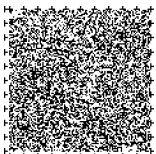
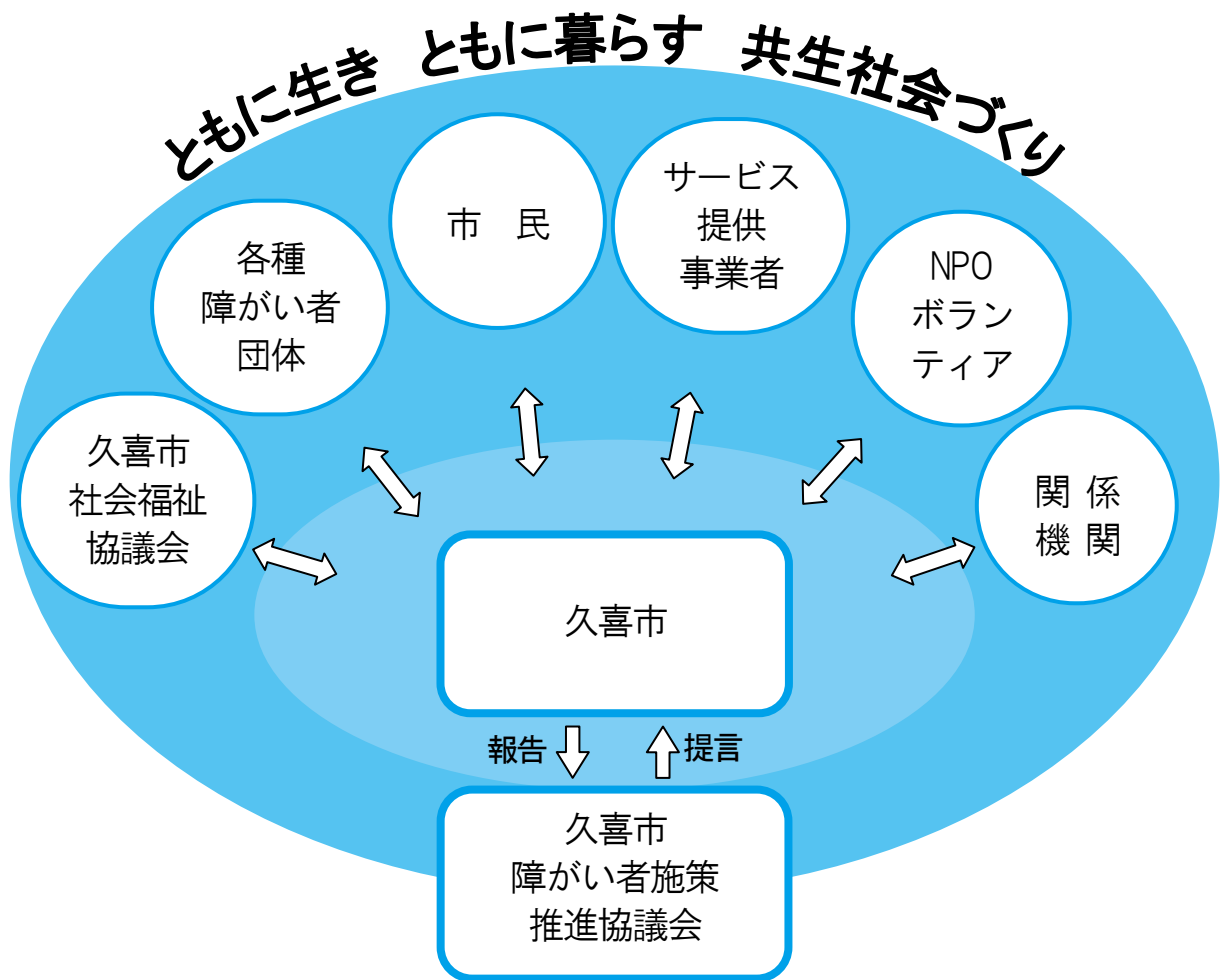


第5章 計画の推進体制・評価

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の関係部課及び関係諸機関が連携、協働して計画の事業に取り組むとともに、久喜市障がい者施策推進協議会や障がい者団体等と連携し、久喜市全体で「ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり」を進めます。

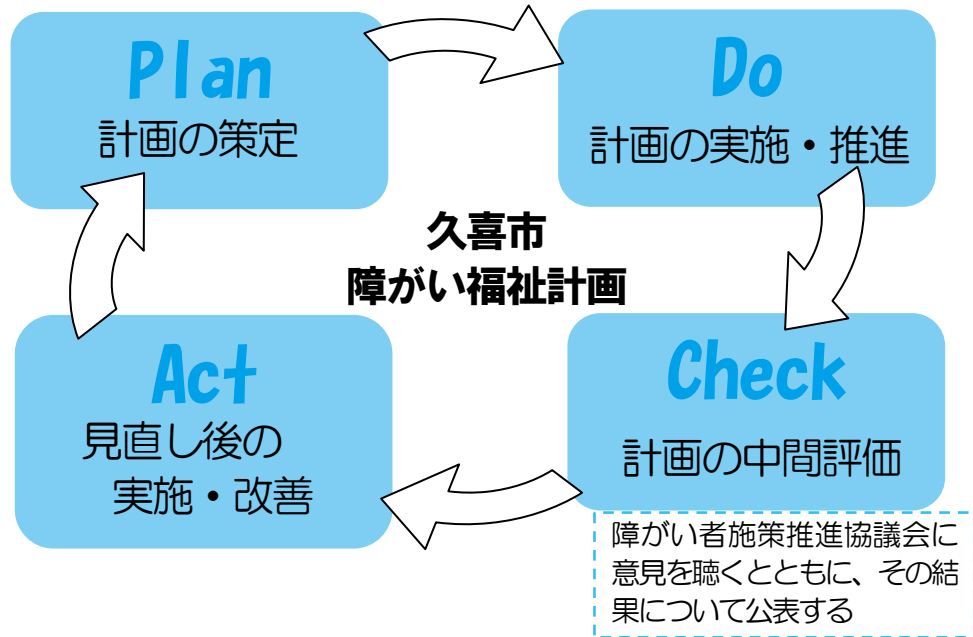


2 計画の評価と見直し

障がい福祉計画に定めた成果目標等に関する実績について、1年に1回、中間評価を行い、必要があると認められるときは計画の変更や事業の見直し等を行います。

中間評価については、久喜市障がい者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

また、計画の最終年度である平成29年度には障がい者計画及び障がい福祉計画の見直しを行います。



平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

